

-----  
**規 則**  
-----

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第6号**

**高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「中欄」を「右欄」に改め、同条第2項中「同表の右欄」を「当該項目に応じた土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。）別表の右欄」に改める。

第5条第1項中「中欄」を「右欄」に改め、同条第2項中「別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる項目（次号及び第3号に掲げる項目を除く。）それぞれ当該項目に応じた地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）別表の右欄に掲げる測定方法
- (2) 別表第2の左欄に掲げる項目のうち有機<sup>りん</sup>燐 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-4の7.2.1及び7.2.3に定める測定方法
- (3) 別表第2の左欄に掲げる項目のうち銅 規格K0102-3の11に定める測定方法

第16条第3項中「同表の右欄に掲げる」を「当該項目に応じた第5条第2項各号に定める」に改める。

第17条第2項中「同表の右欄」を「当該項目に応じた土壌基準告示別表の右欄」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1（第4条、第17条関係）

## 土砂基準

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 <sup>りん</sup> 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒 <sup>ひ</sup> 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1，2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1，1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1，2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1，1，1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1，1，2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下

テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下

- 備考 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤基準告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表において、「検液中に検出されないこと」とは、第4条第2項又は第17条第2項に規定する測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 この表において、「有機<sup>りん</sup>磷」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

## 別表第2 (第5条、第16条関係)

## 水質基準

項目	基準値
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機 <sup>りん</sup> 燐	検出されないこと。
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
砒 <sup>ひ</sup> 素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1，2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1，1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1，2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1，1，1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下
1，1，2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下

1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下

- 備考 1 この表において、「検出されないこと」とは、第5条第2項に規定する測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 この表において、「有機<sup>りん</sup>」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 規 則

- ◎ 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則